

●香川県告示第382号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年8月4日から同月18日まで女木島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年8月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名  
高松市女木町245番地2 橋本 未春  
高松市女木町75番地1 西口 敏夫  
高松市女木町1904番地 真田 稔
- 2 加入区の名称  
女木島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
女木島漁業協同組合